

VII 福岡市保健環境科学センター(仮称)
拡充整備基本構想

平成2年9月

福岡市保健環境科学センター(仮称)
拡充整備構想検討委員会

検討報告書

は じ め に

近年、福岡市は、人口の増加と共に、経済、交通、情報、文化などの都市機能の充実化が進み、九州の中核都市として、また、アジア太平洋に目を向けた「アジアの拠点都市」として、ますます発展しようとしている。

しかし、一方では、このような急激な都市化と国際化に伴う保健衛生・環境保全上の課題、例えば、「自動車排ガスによる大気汚染」、「地下水の化学物質による汚染」、「エイズなどの新たな感染症」、「輸入食品の農薬汚染や放射能汚染」などの問題が、福岡市にとっても重要な課題となりつつある。

これら保健・環境上の課題に対し、21世紀の間近な到来をも見据えながら、マスタープランを基本に、福岡市として、必要かつ適切な行政施策を実施していくためには、試験検査や調査研究、情報の収集・解析などにより、行政施策を科学的、技術的に支えていく中核的試験研究機関の配備が、現在、強く求められている。

ところが、現在の福岡市衛生試験所は、上記の目的を果たす機関としては十分とは言えず、抜本的な見直しを行う必要があるため、本「福岡市保健環境科学センター（仮称）拡充整備構想検討委員会」が設置された。

本検討委員会は、まず、現在の衛生試験所の問題点を、厚生省等の考え方や他都市衛生研究所等の実情を参考にしつつ、試験検査、調査研究業務等のあり方、施設の位置づけ、組織機構のあり方など、多方面から検討した。次いで、福岡市の地域特性や保健衛生・環境保全上の将来予測と国、県の試験研究機関

との連携にも十分な留意を払いながら、今後の福岡市に必要な「保健環境科学センター（仮称）」のあるべき姿について、慎重に論議を重ね、その拡充整備の指針として、この「基本構想」をまとめた。

この「基本構想」の実現は、今後、市当局の手に委ねられるものであるが、本検討委員会としては、この構想の早期実現を切に希望している。

拡 充 整 備 基 本 構 想

1. 保健環境科学センター（仮称）拡大整備の基本的考え方

(1) 基本的考え方

昭和62年10月に発表された「福岡市基本構想」は、人口の増加と急激な都市化が進む福岡市の将来構想を策定するにあたって、高齢化、国際化、情報化など新たな時代の波を見据えながら、めざす都市像として「自律し優しさを共有する市民の都市」、「自然を生かす快適な生活の都市」、「海と歴史を抱いた文化の都市」、「活力あるアジアの拠点都市」の4つの都市像を掲げ、保健・環境上の施策大綱として「心とからだの健康づくり」、「安全で快適な生活基盤づくり」、「快適な環境の創造」などをうたっている。これらを引用するまでもなく、市民生活の安全性確保、健康増進、衛生的で快適な環境の整備と保全は福岡市にとって、基本的課題であることはいうまでもない。

一方、市民生活を脅かす保健・環境上の問題は、エイズなどの新たなウイルス感染症、コレラ等の輸入感染症、赤痢や食中毒の集団発生、輸入食品の農薬汚染や放射能汚染、自動車排ガス等による大気汚染、アスベスト問題、地下水の有害化学物質による汚染、フロンガスによるオゾン層の破壊や酸性雨等の地球環境問題など枚挙にいとまがないほど発生している。

また、間近にせまった21世紀には高齢化、国際化、情報化社会の到来とともに、新たな輸入感染症の発生や、環境悪化の高齢者への影響など保健・環境上の新たな問題の増加も予想され、保健・環境行政はますます多様化、

高度化、専門化が求められよう。

これら市民生活に直結した保健、環境行政の責務は大きく、その業務遂行上の基盤には試験検査、調査研究、保健・環境情報の収集・解析などの科学的評価力と課題への対応能力、適切な情報提供・発信能力の整備が不可欠である。

保健環境科学センター（仮称）拡充整備は、これらの認識に立ち、保健・環境行政上の基盤整備の一環として、現在の衛生試験所に調査研究能力、情報解析・提供能力等を付与し、アジアに開かれた九州の中核都市にふさわしく、かつ、将来にわたり十分な対応ができる保健環境科学センター（仮称）として抜本的に整備することにより、市民の公衆衛生と環境保全の向上と推進に寄与する。

(2) センター像

保健環境科学センター（仮称）（以下「センター」と略す。）は、今後、相当長期にわたる社会情勢と福岡市の地域特性および将来課題等の変化や行政・市民ニーズの動向に対応して、柔軟かつ安定的に業務を遂行できる施設であると同時に、保健・環境等の行政推進の総合的、科学的中核としての機能を備え、アジアの拠点都市をめざす九州の中核都市としての国際的かつ国内的な技術・情報指導力を持つ施設とする。さらに、海に開かれた福岡市の自然環境（特に、博多湾の水質など）の保全と向上に積極的に貢献できる施設、ならびに、市民に開かれた試験研究施設をめざす。

(3) 整備目標

福岡市の基本的課題である「健康的で快適な環境の整備と保全」をめざし、保健・環境分野に係わる<試験検査>、<調査研究>、<情報収集・解析・提供・発信>および<技術研修指導>の4つの能力の強化を図り、次のようなセンター機能を発揮できる施設として整備する。

- ア. 行政に対しては、多様な課題に対する広範囲で高精度な試験検査と、これら試験検査技術の向上および将来課題の予測に不可欠な調査研究を実施するとともに、科学的情報の提供を行うことにより、行政施策の推進に寄与する。
- イ. 市の内部の関係検査機関に対しては、関連する保健衛生課題や環境問題に関する試験検査、調査研究および特殊な分析機器を必要とする業務、ならびに技術情報と研修指導等について、協議をすすめながら、受け入れや協力体制の整備を推進する。
- ウ. 海外の試験研究機関（特に、アジア地域）や、民間の検査機関に対しては、技術援助、共同研究、技術情報の提供、発信ならびにレファレンス機能などにより、協力ならびに指導できる体制の強化を図る。
- エ. 市民に対しては、依頼検査や相談の受け入れを行うと同時に、必要な科学情報の提供・発信などの直接的市民サービスの強化を図る。

オ. 国や県、大学などの関係機関との間では、技術や情報の交流、共同研究の実施などの連携の強化を図る。

2. 拡充整備内容

(1) 整備課題

ア. 位置づけの明確化

「保健環境科学センター（仮称）設置条例」を制定し、保健・環境等の行政推進の科学的中核を果たす試験研究機関としての位置づけを明確にする。

イ. 業務内容の拡充

(ア) 新たな試験検査業務への着手

サーベイランス事業を含む各種ウイルス・細菌等の検査、寄生虫、原虫検査、食品中のカビおよびカビ毒の検査、天然添加物の検査、そ族・昆虫・ダニ等の衛生動物検査、環境化学物質に関する調査、悪臭の官能試験、河川および博多湾の生物調査、騒音振動の測定等の新たな検査業務に着手する。

(イ) 行政に必要な調査研究の実施

ウイルス・病原菌・衛生害虫等の疫学調査、食品や環境中の有害物質の実態調査、市民各層の栄養成分摂取量調査、飲用水の安全性に関

する調査、博多湾の富栄養化調査、交通大気環境の研究、悪臭防止に関する調査研究、交通騒音に関する研究、環境汚染の指標生物に関する研究など保健・環境行政ニーズに応じた調査研究を実施する。

なお、調査研究内容については、新たに「センター」と行政とで調査研究課題等について協議する場を設置する。

(ウ) 国際的かつ国内的な科学情報収集・解析・提供・発信機能の強化

海外および国内の検査機関や行政機関に対し、標準検査試薬や菌株の提供、技術情報・文献情報の提供、技術研修指導等の支援体制を整備し、レファレンス機能と精度管理機能の拡充を図る。また、試験検査、調査研究データおよびそれらの解析データ、文献情報等の収集・解析・提供・発信等を集中的に行うデータ管理機能を強化し、行政への活用を図る。

(エ) 依頼検査等の直接的市民サービス機能の向上

市民の各種衛生上の不安解消等のため、井戸水や食品等の検査依頼および市民相談は、保健所の窓口でも従来通り実施するが、更に市民サービスの向上を図るため、市民からの検査依頼や技術的相談を直接受け付ける窓口を開設する。

(オ) 市民学習の場の新設

保健・環境上の正しい科学知識の市民学習の場として、各種の展示

施設、ビデオライブラリー等の学習設備、実習試験室、見学コース等の整備を行うと同時に、野外での環境生物調査への講師派遣や講演会の開催など、市民学習によるクオリティライフ向上に寄与する積極的な支援活動の強化を図る。また、小中学生などの保健・環境学習への協力にも取り組む。

(カ) 国、県の試験研究機関および大学との情報交流等の強化

保健・環境分野における試験検査技術、調査研究データ、学術情報などの交流に努め、先端技術の習得や最新情報の入手、共同研究などを推進する。

(キ) 検疫所や民間検査機関との連携の強化

入国者の検疫と輸入食品の検査をおこなう検疫所や民間検査機関との情報交換、技術交流など、連携の強化を図る。

ウ. 施設および組織機構の整備

多様な試験検査業務、調査研究業務、技術情報収集・解析・提供・発信業務、技術研修指導業務が将来にわたっても対応できる十分な施設と、業務範囲の拡大、業務内容の高度化、専門化に対処できる組織機構の整備を図る。

エ. 技術水準の向上

高精度分析機器類の導入、専門技術者の確保および研修受講等による

育成、ならびに調査研究の実施により技術水準の維持と向上を図る。

オ. 運営の円滑化

上記の「整備課題」を達成すると同時に、「センター」運営を円滑かつ効率的に進めていくために、「センター運営委員会（仮称）」を設置する。

(2) 整備事項

上記の「整備課題」を実現するため、具体的には次のような整備事項を実施する。

ア. 設置条例等と施設名の整備

新たに設置条例と手数料条例を制定するとともに、依頼検査窓口を開設する。また、施設名を「保健環境科学センター（仮称）」とする。

イ. 施設の整備

新たに着手する試験検査業務や調査研究、情報の収集、解析・提供等の業務の拡充に必要な、各種試験室、情報解析室、市民学習に必要な展示室などを備えた最新的な施設に整備する。整備にあたっては、保健・環境上の課題の変化にも十分対応できるようなスペースの確保とともに、安全設備、排気・排水処理設備、特殊空調設備などの必要設備の配備を行う。また、周辺環境との都市景観上の調和にも配慮する。

ウ. 組織機構、人員の拡充

管理部門、情報管理部門、ウイルス部門、衛生化学部門、大気部門、環境生物部門等の新たな整備、ならびに「整備課題」の達成に必要な職員の大幅な増員を行う。同時に、騒音振動などの環境理学、情報処理、環境生物等、多様な専門分野に対応できる職員構成を図ると共に、専門技術者の確保と育成に努める。

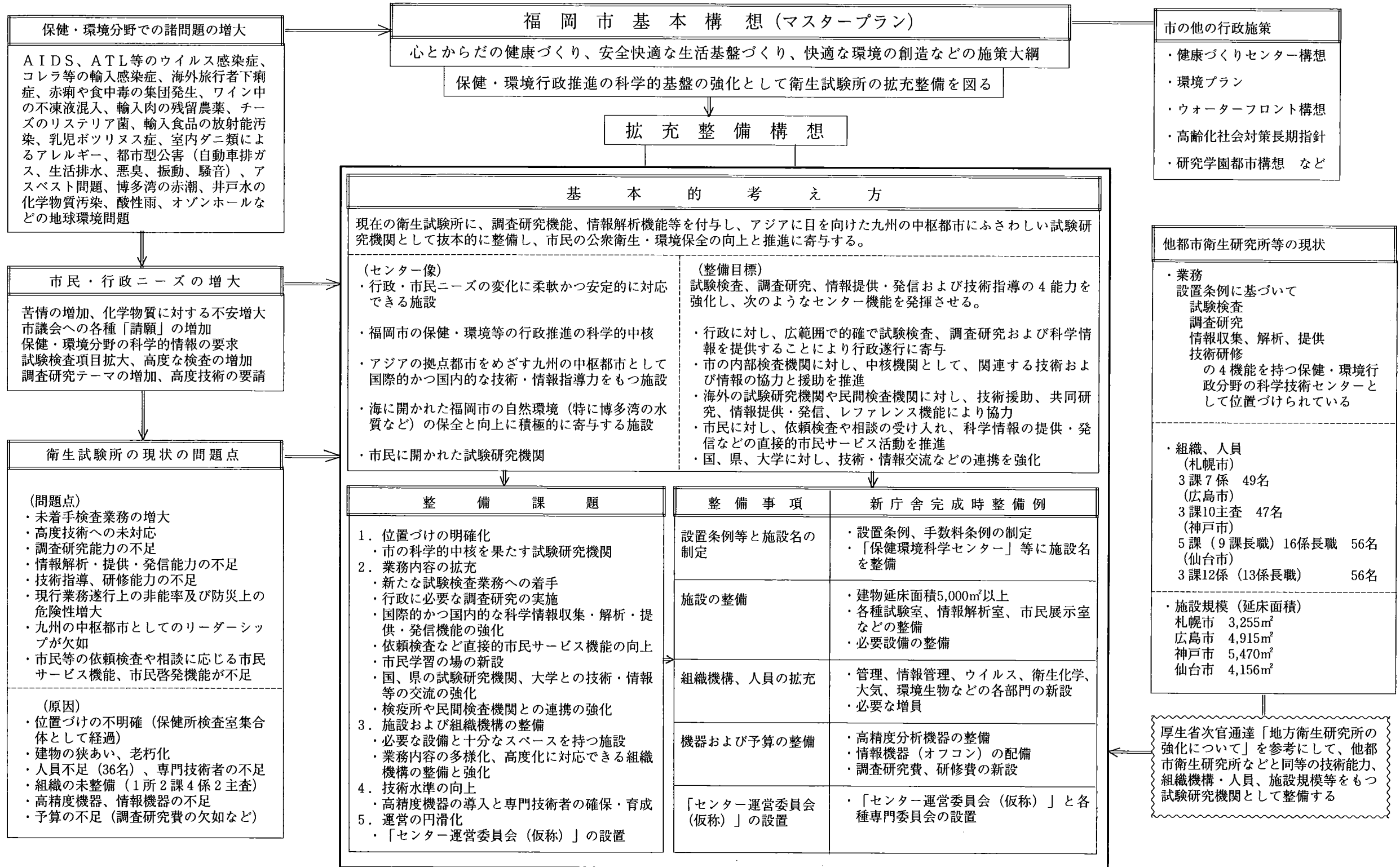
エ. 機器類および予算の整備

行政ニーズに対応した高度な試験検査技術を確保するために、電子顕微鏡、高精度質量分析計、X線マイクロアナライザー、発光分光装置、超高速遠心機等の精密分析機器およびオフコン等情報機器の整備を図る。また、調査研究費、技術研修費を新設する。

オ. 「センター運営委員会（仮称）」等の設置

試験検査の推進、調査研究課題の選択、調査研究成果の報告、情報解析・提供と技術指導の実施、組織機構の見直しなど、「センター」の機能の強化もしくは効率化に関する運営的事項を協議する場として衛生局長、環境局長、「センター」所長等で「センター運営委員会（仮称）」を組織する。「センター運営委員会（仮称）」には、必要に応じて専門分野別の各種検討委員会を配備し、「センター」運営の一層の円滑化を図る。

保健環境科学センター（仮称）拡充整備基本構想図



福岡市保健環境科学センター（仮称）
 拡充整備構想検討委員会 委員名簿

◎印；会長

(50音順)

	氏 名	役 職 名	備 考
学 識 経 験 者	石 西 伸	九州大学教授（医学部）	衛生学
	國 田 信 治	大阪府立公衆衛生研究所長	
	霜 鳥 翔 一	九州大学医療技術短期大学部教授	細菌学
	高 橋 克 巳	福岡県衛生公害センター所長	
	波多野 昌 二	九州大学教授（農学部）	食品衛生化学
	花 嶋 正 孝	福岡大学教授（工学部）	衛生工学
	◎森 良 一	九州大学教授（医学部長）	ウイルス学
	吉 村 健 清	産業医科大学教授	疫学
	吉 村 英 敏	九州大学教授（薬学部）	衛生化学・裁判化学

行 政 委 員	福 永 巖	総務局長	
	石 橋 秀 敏	環境局長	
	加 藤 竺 子	衛生局長	
	計	12名	

委 員 会 開 催 日 時 等

第1回委員会

時 ； 平成2年6月26日（火曜）14：00～16：20

場所； 本庁 10階 1002会議室

出席委員；森会長、石西委員、國田委員、霜鳥委員、高橋委員、波多野委員、福永委員、石橋委員、加藤委員

議題；1. 「検討委員会説明会」
2. 「衛生試験所の現状と問題点」

第2回委員会

時 ； 平成2年7月24日（火曜）13：30～16：15

場所； 本庁 13階 1302会議室

出席委員；森会長、石西委員、國田委員、霜鳥委員、高橋委員、吉村（英）委員、福永委員（楢橋企画調整部長代理出席）、石橋委員、加藤委員

議題；「拡充整備基本構想」について

第3回委員会

時 ； 平成2年8月17日（金曜）13：30～16：40

場所； 本庁 13階 1302会議室

出席委員； 森会長、石西委員、國田委員、霜鳥委員、高橋委員、波多野委員、花嶋委員、吉村（健）委員、吉村（英）委員、石橋委員、加藤委員（西岡保健部長代理出席）

議題； 「拡充整備基本構想」について

第4回委員会

時 ； 平成2年9月4日（火曜）14：00～16：50

場所； 博多サンヒルズホテル 3階 会議室

出席委員； 森会長、石西委員、國田委員、霜鳥委員、高橋委員、波多野委員、吉村（健）委員、吉村（英）委員、石橋委員、加藤委員

議題； 「拡充整備基本構想」のまとめについて

福岡市保健環境科学センター（仮称） 拡充整備構想検討委員会設置要領

（目 的）

第1条 この要領は、福岡市基本構想・第6次福岡市基本計画に基づいて、保健・環境行政推進の科学的基盤の強化を目指し、衛生試験所を核として施設整備を行い、調査研究機能、試験検査機能等の拡充強化を図ることを目的に、福岡市保健環境科学センター（仮称）拡充整備構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 基本的考え方に関すること。
- (2) 整備課題に関すること。
- (3) 整備事項に関すること。
- (4) その他、検討が必要と認められる事項。

（委員会）

第3条 委員会は、学識経験者のなかから市長が委嘱した者及び市の関係職員で構成する。

2. 委員会は、委員12人以上をもって構成する。

（任 期）

第4条 委員の任期は、拡充整備構想の検討を終えるまでとする。

（会 長）

第5条 委員会に会長を置く。

2. 会長は、委員の互選とする。
3. 会長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を総理し、会議の議長となる。

（会 議）

第6条 会議は、会長が招集する。

2. 会議には、会長が必要であると認めるときは、関係者を出席させることができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、衛生局管理部庶務課において行う。

（委 任）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成2年5月31日から施行する。